

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月三十日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第五号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立奈良高等学校の項中「大和郡山市城内町二の四五」を削る。

附 則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。